

第 90 号議案

加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入の件

下記のとおり加東市立小中学校学習者用タブレットパソコンを購入することについて、加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年加東市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入する財産 | 加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン 330 台
付属品（タブレット保管庫、ソフトウェア） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 購入予定金額 | 金 75,350,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市中心区和泉町 2 丁目 2 番 2 号
株式会社内田洋行 大阪支店
取締役専務執行役員支店長 秋 山 慎 吾 |
| 5 | 支出予算科目 | 令和元年度加東市一般会計予算
（款）教育費
（項）小学校費、中学校費
（目）教育振興費 |

第 90 号議案 説明資料 1

- 1 購入目的 2020年度から実施される新学習指導要領において、プログラミング教育の必修化やICT機器の積極的な活用が明示されている。児童生徒が自由に利用できる端末を購入し、活用することにより、情報活用能力の育成を図る。
- 2 搬入場所 加東市社1550番地（加東市立社小学校）ほか4校
- 3 搬入期限 令和2年1月31日
- 4 契約内容 加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン330台及び付属品の購入
（詳細は別紙仕様書のとおり）

第90号議案 説明資料2

1 入札

(1) 入札の経過

入札公告年月日 令和元年9月25日

入開札年月日 令和元年10月17日

入開札場所 社公民館 研修室

(2) 入札参加者名及び開札結果

入札参加者名	入札金額(円)
--------	---------

㈱内田洋行 大阪支店	取締役専務執行役員支店長 秋山慎吾(代理人)
------------	------------------------

76,000,000(不調)

2 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による)

(1) 随意契約の経過

見積提出年月日 令和元年10月18日

(2) 随意契約相手方及び見積結果

随意契約相手方	見積金額(円)
---------	---------

㈱内田洋行 大阪支店	取締役専務執行役員支店長 秋山慎吾
------------	-------------------

68,500,000(仮契約)

令和元年度

加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入

仕 様 書

加 東 市

令和元年度 加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入 仕様書

1：全般共通事項

入札金額は、「令和元年度 加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入 実施設計書」（以下「設計書」という）、「令和元年度 加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入 機器構成書及び仕様一覧」（以下「構成書」という）及び本仕様書に基づいて積算した物品の総額とし、以下を含むものとする。

- ・コンピュータ及びその周辺機器等ハードウェア一式
- ・ソフトウェア一式（ライセンス及びインストールメディア）
- ・物品の調達、搬入にかかる費用。
- ・搬入の際に発生した空き箱、廃材等の回収、処分費。

その他詳細については、設計書、構成書、本仕様書によるものとする。

1-1 適用範囲

この仕様書は、「令和元年度 加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入」に適用し、購入機器・搬入作業範囲等を提示するものである。受注者は各校での職務、授業の妨げにならないよう、本仕様書に準拠して搬入するものとする。

その他、加東市の指示に従い、入念かつ完全に搬入するものとする。

1-2 疑義

加東市の指示及び打合せの結果、構成の変更、見積り性能の違いが発生した場合等は、当然必要と思われる事項や軽微なものにあつては無償にて対応するものとする。

1-3 搬入先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
加東市立社小学校	加東市社 1550 番地	0795-42-0004
加東市立滝野東小学校	加東市新町 88 番地	0795-48-2037
加東市立東条東小学校	加東市掬鹿谷 56 番地	0795-47-0044
加東市立社中学校	加東市木梨 1134 番地 62	0795-42-0152
加東市立滝野中学校	加東市下滝野 761 番地	0795-48-2032

1-4 搬入期限

受注者は物品を令和 2 年 1 月 3 1 日までに搬入すること。

1-5 搬入計画書（工程表）の提出

受注者は加東市及び各学校長と打ち合わせの上、搬入計画書を提出し、加東市の承認を

得ること。搬入予定機器リストを提出し、加東市の承認を得ること

1-6 安全施策

機器の搬入にあたっては搬入計画書に添った安全対策を施し、運営に留意すること。

1-7 検査

加東市は搬入完了後 10 日以内に立会検査を実施する。検査に伴う費用は受注者による負担とする。なお、立会検査の詳細については、別途指示を行う。

1-8 引渡し

加東市の立会検査に合格し、かつ必要書類の提出、受領をもって引渡し完了とする。引渡し日は令和 2 年 3 月 19 日とする。

2：購入機器・使用機材等の仕様及び性能

構成書記載の通りとする。それぞれの機器について構成書に記載している同等品を確認しているが、他に存在する場合、必要があれば入札までに加東市へ同等品の確認を行うこと。

なお、搬入機器についてはすべて新品のものとし、当該機種 of 製造中止後、最低 5 年間はその製造会社から保守用部品の供給が受けられる機種とする。

3：購入・搬入作業

- ・購入する機器については、加東市及び各学校長と、搬入スケジュール、搬入場所等について打ち合わせの上搬入すること。
- ・搬入時にできた空き箱・廃材等はすべて引き取ること。

4:アフターサポート

- ・メーカー保証は引渡し後 1 年間とする。
- ・通常に使用する範囲でのハードウェアの故障や初期不良などの際の修理及び機器交換等について、引渡し後 1 年間は授業等に支障がないよう迅速に、無償で対応すること。
- ・加東市の立会検査から引渡しまでに判明した初期不良については、本業務落札業者の責任において対応を行うこと。

5:提出物

受注者は検査終了後、以下の書類を各 1 部提出すること。

- ・購入機器一覧
- ・購入機器搬入状況写真